

◇大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 特定任期付企業職員の勤勉手当の支給割合を定めることにしました。
- 2 職員の勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)